

《参考》支援調整会議の設置の目的、設置の主体、検討内容、構成等

困難女性支援法においては、地方公共団体が支援調整会議を組織することを努力義務としている。

- 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係者を集めて組織する会議体であり、罰則のある守秘義務を設けることで、支援を必要とする女性の個人情報を含む情報を共有できることとしている。
- 支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものであることから、^{※1}都道府県又は市町村が単独で、又は地理的な事情や地域資源の量など、地域の実情に応じて共同して組織することが想定される。

※1 支援調整会議の設置等

法第15条に基づき関係機関や民間団体等を構成員として地方公共団体が組織する支援調整会議については基本方針において、「近接分野の関係機関の連携を図るための会議で、構成員が共通的なものについては、それぞれの議論すべき事項が適切に議論されるのであれば、地方公共団体双方の会議を兼ねて開催すること等、既存の会議体を活用することを妨げるものではない。」とされている。

- 支援調整会議を運営する際には、次の3段階に分けて設置、運営することが考えられる。

①代表者会議

困難な問題を抱える女性への支援体制について地域における全体像及び支援調整会議全体の評価等を行う。

②実務者会議

地域で困難を抱える女性の個別ケースについて、定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う。

③個別ケース検討会議

支援対象者が抱える問題や本人の意向、支援にあたっての各種社会福祉サービスや各種支援策を組み合わせながら支援の方向性について詳細な検討を行う。

困難を抱える女性のケースを所管する県女性相談センターや市町村が設置し、調整機能を担う。

構成機関はケース等によって異なるが、概ね、地域における支援関係機関として、次の例示に掲げる機関等が考えられる。また、必要に応じて、これに限らず幅広い適切な者を構成員とすることが望ましい。

○ 支援調整会議構成機関の例示

県・市町村の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者、女性自立支援施設、医療機関、その他社会福祉サービス関係者等（地域包括支援センター、障がいに係る相談支援事業所等）、困難な問題を抱える女性への支援を実施している民間団体、外国人支援団体 等

図表6 困難な問題を抱える女性への支援調整会議（個別ケース検討会議）のイメージ図

